

## 《農地法第3条の許可までの流れ》

川西町農業委員会では、皆様からの農地のご相談に対し、場合に応じた適切な手続きをご説明いたします。3条申請については、申請から許可交付までの事務の標準処理期間を30日と定め、迅速な許可事務に努めています。

① 申請	毎月7日〆切（※1）	貸人（譲渡人）と借人（譲受人）による申請
② 現地確認	13日～24日頃	農業委員による現地確認
③ 総会	25日（※2）	総会で審議
④ 許可書交付	総会翌日（※2）	許可書交付（所有権移転はその後登記）

※1 その日が土日及び祝祭日などにあたる場合は、翌開庁日となる。

※2 月によって変更となる場合がありますので、事務局へお問い合わせください。

## 《添付書類一覧表》

個人間の場合の必要書類を一覧にしましたが、申請の内容によっては、ほかにさまざまな書類が必要な場合がありますのでお問い合わせください。

	所有権移転		賃貸借権設定		使用貸借権設定	
	譲渡人	譲受人	貸人	借人	貸人	借人
実印(申請書)	○	○	○	○	○	○
印鑑証明	○	-	-	-	-	-
住民票抄本	-	○	町外者の場合 ○		町外者の場合 ○	
案内図	○		○		○	
土地の登記事項証明書	○		○		○	

○その他必要に応じての添付書類

- ① 譲受人（借人）が町外者の場合 → 住所地の農業委員会発行の耕作証明書
- ② 譲受人（借人）が町外に農地を持つ町内者の場合（※基準面積（50a）をクリアしている場合は必要としない） → 農地所在地の農業委員会発行の耕作証明書
- ③ 譲受人（借人）が農業生産法人の場合 → 農業生産法人の要件に係る事項、法人登記簿及び定款、議事録など
- ④ 農業者年金受給手続きの場合 → 土地名寄帳

- ⑤一般法人等の場合 → 法人登記簿、定款又は寄付行為の写し  
解除条件付き契約書の写し
- ⑥新規就農者の場合 → 新規就農計画書
- ⑦所有権移転で、現在別の耕作者がいる場合 → 耕作者の同意書